

○ 国立大学法人筑波大学安全保障輸出管理規程

平成22年9月22日
法人規程第43号

国立大学法人筑波大学安全保障輸出管理規程

(趣旨)

第1条 この法人規程は、国立大学法人筑波大学安全保障輸出管理規則（平成22年法人規則第44号。以下「規則」という。）第21条の規定に基づき、国立大学法人筑波大学（第3条において「本学」という。）における安全保障輸出管理（以下「輸出管理」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この法人規程で使用する用語の意義は規則で定めるところによる。

(該非判定及び取引審査)

第3条 本学の役員及び職員（以下この条において「職員等」という。）並びに学群学生、大学院生、研究生等（以下この条において「学生等」という。）は、規則第11条及び第15条の規定に基づき該非判定及び取引審査を受けようとするときは、別に定める様式により取引審査申請書を作成し、規則第9条に規定する部局輸出管理部署（部局に所属しない職員等にあつては、学生等の国際的な交流に係る輸出管理については国際部、それ以外の輸出管理については研究推進部産学連携課。以下同じ。）に提出するものとする。

2 部局輸出管理部署は、前項の取引審査申請書を、学生等の国際的な交流に係る取引にあつては国際部長である輸出管理責任者へ、それ以外の取引にあつては研究推進部長である輸出管理責任者へ提出するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、職員等及び学生等は、次の各号に掲げる取引を行おうとするときは、取引審査申請書の作成及び提出を必要としないものとする。

- (1) 公知の技術の提供又は技術を公知とするために当該技術を提供しようとする場合であつて、貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成10年3月4日通商産業省令第8号）第9条第2項第9号に定められたものを提供するとき。
- (2) 基礎科学分野の研究活動（自然科学の分野における現象に関する原理の究明を主目的とした研究活動であつて、理論的又は実験的方法により行うものであり、特定の製品の設計又は製造を目的としないものをいう。）において技術を提供するとき。
- (3) 工業所有権の出願又は登録を行うために、当該出願又は登録に必要最小限の技術を提供しようとするとき。
- (4) 自己使用の目的のみで技術を内容とする情報が記載され、又は記録された文書、図画又は記録媒体を外国へ持ち出すとき。
- (5) 自己使用の目的で市販のパーソナルコンピュータ又は携帯電話を外国へ持ち出すとき。

- (6) 取引にあたり、あらかじめ取引審査の手続きを完了した場合であって、同一の技術を同一の相手方に提供する取引を行おうとするとき(リスト規制技術又はリスト規制貨物に改訂があった場合を除く。)
- (7) 関税定率法(明治43年法律第54号)別表第1類から第24類まで、第41類から第53類まで、第60類から第62類まで、第64類から第67類まで、第94類、第96類及び第97類に定める貨物を輸出し、又はその設計、製造若しくは仕様に関する技術を提供しようとするとき。

(文書等の保管)

第4条 規則第18条第1項に規定する輸出管理に係る文書、図面又は電磁的記録(以下「文書等」という。)は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 取引にあたり相手方から入手した文書等(誓約書等を含む。)
- (2) 取引にあたり相手方と取り交わした契約書等
- (3) 取引審査申請書
- (4) 役務取引許可証又は輸出許可証及びこれらの取得のために経済産業省等に提出した役務取引許可申請書又は輸出許可申請書
- (5) その他輸出管理のために作成した文書等

2 前項第2号から第4号までの文書等には、添付した関係書類を含むものとする。

(雑則)

第5条 この法人規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この法人規程は、平成22年9月22日から施行し、同年4月1日から適用する。